

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状**

**(1) 地域の災害リスク**

**(洪水)**

新居浜市では、平成16年豪雨災害によって、市内全域に大規模な被害が発生し、死者9名、負傷者9名の人的被害、全壊21戸、半壊223戸、床上浸水1,311戸などの家屋被害が発生した。また、令和元年度までに国領川、渦井川の洪水想定区域も公表され、市内の広範囲において浸水被害及び家屋倒壊等氾濫の被害が想定されている。

**(土砂災害)**

平成16年豪雨災害では、市内の山裾などにおいて、大規模な土砂災害が多数発生した。平成31年度までに愛媛県が実施した土砂災害防止法に基づく基礎調査結果では、土砂災害特別警戒区域161箇所、人家戸数157戸、また土砂災害警戒区域189箇所、人家戸数3,786戸が指定され、市内全域に土砂災害の発生の恐れが想定されている。

**(地震)**

南海トラフ巨大地震における被害想定として、最大震度7、最高津波水位3.4m、浸水面積955ha、人的被害1,841名、建物被害(全壊)35,169棟、避難者81,348名などの被害が想定されている。また、上部地区には大断層である中央構造線も存在しており、海溝型及び内陸直下型の2種類の地震の発生が想定されている。

**(その他)**

新居浜市は、瀬戸内海式気候で年間を通じて温暖・少雨である。過去30年間の平均最高気温20.5度、平均最低気温12.9度、平均気温16.5度、平均降水量1,305.3mmと1年間を通じて、温暖少雨の気候である。しかしながら、近年においては、記録的短時間大雨情報が発表される大雨が降るなど、土砂災害及び浸水被害などに対して、未然の防止対策が必要となっている。

地域特性として、市域の北半分には新居浜平野が広がり、市街地が形成されている。平野部の東西には、郷山、金子山など丘陵地が突き出すように広がっており、この南側には、笹ヶ峰、西赤石山など1,600mを超える山脈がそびえている。また、沿岸部の埋め立て地には、工業地帯が属しており、大規模な地震発生時においては、市域全域に被害の発生が危惧されている。

また、市内の中心部には、2級河川の国領川が存在しており、最大想定規模の降水量によっては、市内の広範囲にて浸水が想定されており、平時から災害に対する備えや安全な場所等への早めの避難が必要となる。

・新居浜市防災計画

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/kikikanri/tiikibousaikeikaku27.html>

・新居浜市総合防災マップ

<https://www.city.niihama.lg.jp/site/bousai/boumap.html>

・新居浜市防災情報

<https://www.city.niihama.lg.jp/site/bousai/>

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 5,235 人
- ・小規模事業者数 3,428 人

【内訳：平成 28 年経済センサス】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考 (事業所の立地状況等)
商 工 業 者	農林・漁業	15	14	市内全域に広く分布
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	
	建設業	590	545	
	製造業	381	289	臨海部に多く立地
	電気・ガス・熱供給・水道業	7	4	市内全域に広く分布
	情報通信業	39	23	
	運輸業、郵便業	126	76	
	卸売業、小売業	1,365	763	
	金融業、保険業	96	41	
	不動産業、物品賃貸業	184	151	
	学術研究、専門・技術サービス業	239	158	
	宿泊業、飲食サービス業	687	456	
	生活関連サービス業、娯楽業	511	425	
	教育、学習支援業	146	103	
	医療、福祉	454	136	
	複合サービス事業	37	21	
	サービス業(他に分類されないもの)	357	222	

## (3) これまでの取組

### 1) 新居浜市の取組

- ・新居浜市では、地域に係る災害対策について地域防災計画を策定し、本計画を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、災害発生時における被害の軽減に努めることとしている。
- ・令和 2 年 3 月に消防防災合同庁舎の完成に伴い、災害時における危機管理体制の充実強化を図り、併せて、災害発生時において、関係機関が災害情報の一元化及び共有を図ることを目的として、新たに防災情報システムの導入、また、災害活動初動体制の迅速化を図るため、常設の災害対策本部室を設置し、迅速かつ的確な災害対応にあたることとしている。
- ・災害に強いまちづくりを目指し、より多くの参加者による校区防災訓練の実施、自主防災組織の強化に努め、更なる地域防災力の向上に取り組んでいる。

### 2) 新居浜商工会議所の取組

- ・BCPに関する国の施策の周知。
- ・愛媛県火災共済協同組合と連携した火災共済への加入促進。
- ・防災備品（ヘルメット、簡易トイレ、担架、折り畳み自転車、水、食料等）を備蓄。
- ・シェイクアウトえひめへの参加。
- ・臨海部に集中するものづくり企業への避難訓練の実施。
- ・「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」を県下 9 商工会議所と締結。
- ・「中小企業・小規模事業者等のリスクマネジメント支援に関する協定」を愛媛県商工会議所連合会と東京海上日動火災保険㈱が締結。

- ・「地方創生に向けた会員企業支援等に関する包括連携協定」を、当所と三井住友海上火災保険株が締結。

## II 課題

### 1) 支援体制の未構築

- ・事業者への支援を行っていくにあたり、平時における災害リスクの周知や災害対策、事業継続計画等の計画策定に向けた必要な知識・情報が不足しており、職員間における情報共有も十分になされていない。
- ・緊急時における応急対応や復旧・復興対応については、これまで具体的なマニュアル整備をしておらず、支援体制が未構築の状況である。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいないため、外部連携等を図りながら課題解決に向けた支援を行っていくことが求められる。

### 2) 緊急時における連携体制の未構築

- ・緊急時の取組について、新居浜市防災計画等では漠然的な記載にとどまっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていないため、構築する必要がある。

### 3) 事業者の災害リスクに対する認識不足

- ・事業者の災害対策に対する意識は低い状況と考えられる。したがって、事業継続力強化に係る取組の重要性について普及啓発を進める必要がある。

## III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
  - 1) BCP策定セミナーの開催 5回
  - 2) 簡易なBCP策定(A3版両面1枚) 20社
  - 3) 事業継続力強化計画認定 10社
  - 4) 各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 30社  
《対象共済・保険制度》  
火災共済、業務災害保険、ビジネス総合保険、休業補償、その他
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、当所と当市、愛媛県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年1月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

新居浜商工会議所では、多発する自然災害や感染症の蔓延、サプライチェーンの途絶などの様々な経営リスクから企業を守り、円滑な事業継続が行われるよう支援する。支援にあたっては、新居浜商工会議所と新居浜市の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

「新居浜市地域防災計画」と当計画の整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口での経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の事前災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、フェイスブック、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・固定資産や所有物等の写真を事前に撮っておくことや、取引先や顧客などの重要情報のバックアップ、クラウド活用、書類の管理方法等について、指導及び助言を行う。

#### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所では、平成25年3月に事業継続計画を作成し、令和2年3月に改定している（別添）。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・包括連携協定を締結している三井住友海上火災(株)や東京海上日動火災保険(株)等と連携し、小規模事業者を対象としたBCP策定セミナーや損害保険の紹介等を行うとともに、BCP策定に向けた専門家派遣を実施する。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスターの掲示やセミナー等の共催を依頼する。

#### 4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時等に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取組状況を確認する。
- ・(仮称)新居浜市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱以上の地震、平成16年・平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、新居浜市との連携体制を確認する（訓練は必要に応じて実施する）。

## ＜ 2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

#### ①職員等の安否確認

##### 勤務時間中の災害について

- ・発災後、即座に来客者・職員・常勤役員の安否確認を行う。外出中の職員については、最寄りの避難所へ避難し、安全な状況になるまで待機させる。
- ・建物については、1時間以内に損傷箇所等を確認する。

##### 勤務時間外の災害について

- ・発災後24時間以内に職員・常勤役員の安否確認を行う。確認手段として、職員緊急連絡網・災害用伝言ダイヤル・安否確認サービス等を活用し、安否及び出勤の可否を報告する。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・建物については、出勤後1時間以内に損傷箇所等を確認する。

#### ②災害対策本部の設置

- ・発災後24時間以内に災害対策本部を設置し、業務従事の可否等の状況把握を行う。

#### ③市内事業者の被害状況把握

- ・大まかな被害状況（被災事業所名、住所、被害状況（全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など聴取可能な範囲））を確認し、災害発生から概ね72時間以内を目安に情報共有する。
- ・激甚災害指定の可能性がある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額（事業の再建に必要なおおよその推計額）について、概ね10日以内を目安に可能な範囲で情報を共有する。

#### [ 被害状況の確認方法 ]

- ・電話等の通信機能が正常の場合は、状況を見て事業者への聞き取り調査を行う（日中）。
- ・危険がないと判断した場合は、巡回による事業所及び周辺の施設・インフラ等の目視確認を行う（日中）。

### 2) 応急対策の方針決定

当所と当市との間で、職員の安否確認による業務従事の可否や、大まかな被害状況や被害規模の状況を整理し把握した上で、応急対策の方針を決める。

#### ①応急対策が可能と判断した場合

- ・業務従事が可能な職員は、更なる被害状況の情報収集や支援方法・役割分担等について協議を行う。当会館が被災した場合は、指定した場所・時間にて連絡を取り合うなどし、情報収集や支援方法・役割分担等について協議する。

#### ②応急対策が不可能と判断した場合

- ・市内の被災状況が甚大であり、職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・職員は、避難勧告など非難に関する情報の解除等、応急対応が可能であると判断できる時まで出勤せず自宅待機とし、職員自身の安全確保を優先する。

**(被害規模の目安は以下を想定)**

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目立った被害の情報がない。</li> </ul>

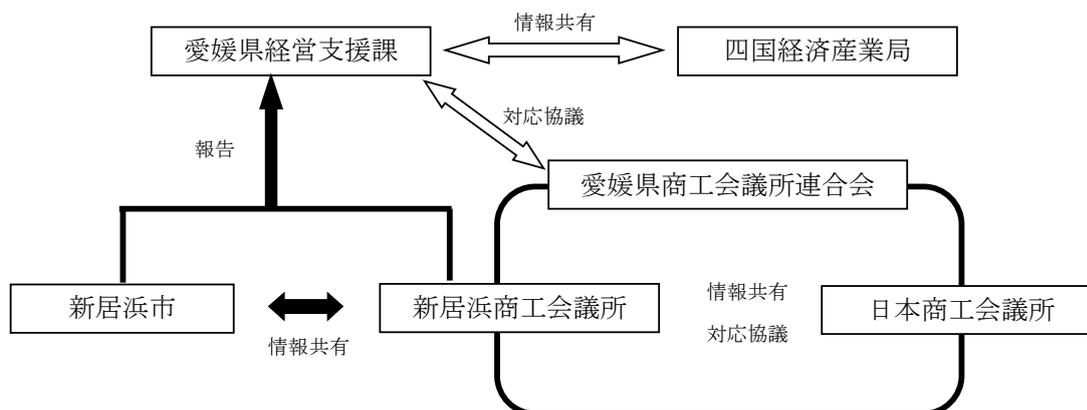
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 当計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

被災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
3週間～1か月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

**< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >**

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、国が参考値として公開している情報等を参考に、当市が被害額を算定（推計）し、取りまとめる。
- ・ 当所と当市が確認した情報を、愛媛県の指定する様式にて、当所（当所が報告できない場合は当市）より愛媛県経営支援課へ報告する。



[ 報告様式 ]

実態調査票

作成者		担当	
電話番号		e-mail	

被害合計金額		¥0		(被害額内訳 ※任意)					被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば記載
事業所名	住所	業種 ※任意 ※リストから選択	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に 必要な額 ※おおよそで可	土地 (堆積土砂排除 費・整地費) (事業所所在地に限る)	建物 (事業所所在地に限る)	機械設備	商品、原材料、 什掛品等	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当所と当市が相談のうえ、市内事業者に対して応急対策支援にあたる。
- ・相談窓口は、安全性が確認された場所に設置するとともに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・具体的な支援内容や支援方法については、当所と当市が協議し被害状況を鑑みて決定する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や愛媛県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

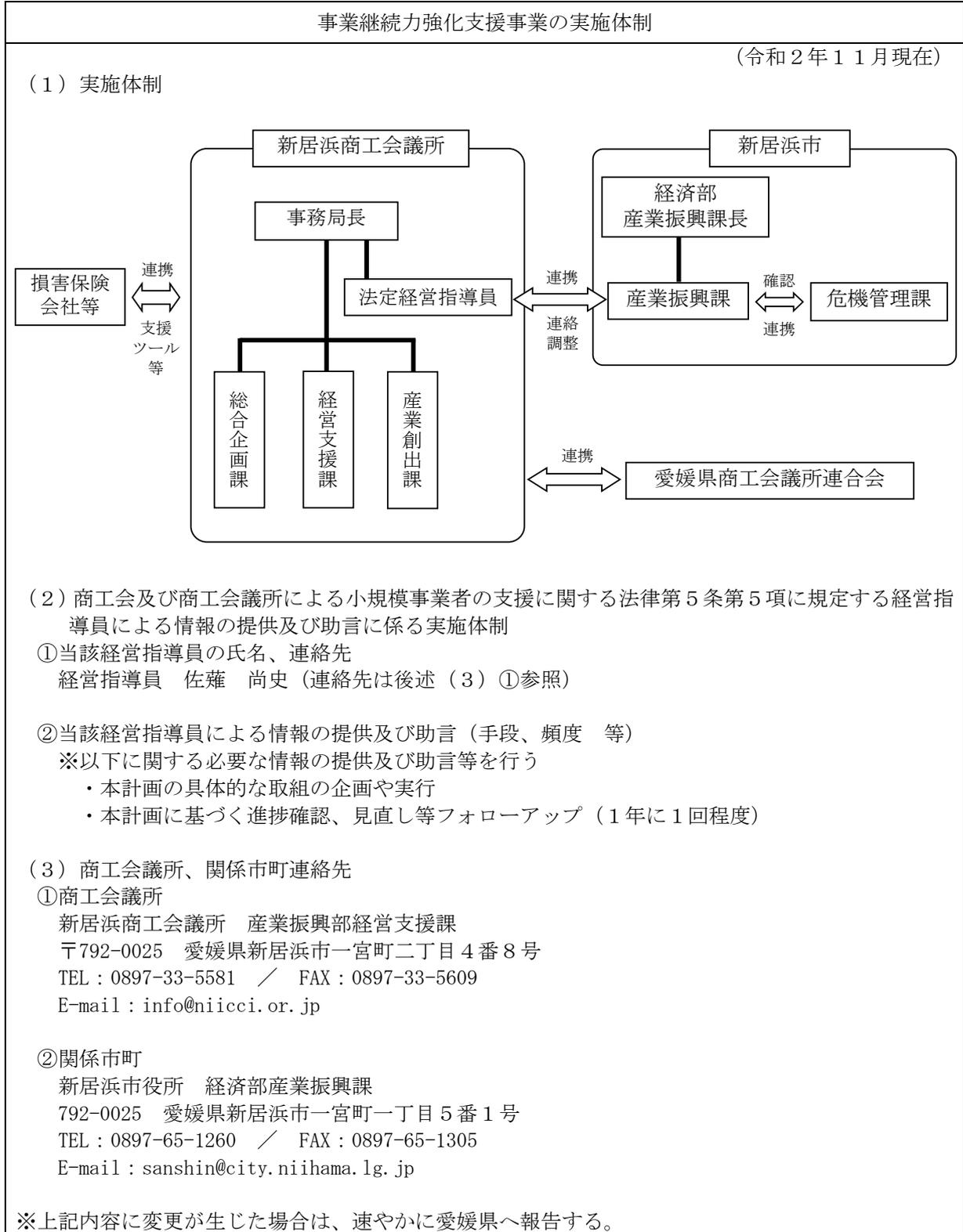
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」に基づき、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会議所連合会に依頼し、被災事業者に対し、連携して支援活動を迅速且つ円滑に遂行する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ パンプ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、新居浜市補助金、愛媛県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等